

上天草市SDGs推進ロゴマーク制作等業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

別紙「上天草市SDGs推進ロゴマーク制作等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める目的のとおり。

2 事業の概要

(1) 業務名

上天草市SDGs推進ロゴマーク制作等業務

(2) 業務の内容

本業務の仕様書は別紙のとおり。

(3) 委託見積限度額

本業務の委託見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）は、550,000円とする。ただし、この金額は契約金額を示すものでなく、予算額の上限である。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年1月16日まで

3 契約予定者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

当該プロポーザル方式における参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

エ 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。

オ 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

- (2) 本業務において、上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱（平成17年上天草市告示第107号）の規定に基づく資格審査を受けていない者は、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
 - イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）の写し
 - ウ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
 - エ 市内に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - オ 個人にあつては、直近年度の市税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - カ その他必要と認める書類
- (3) 参加者は、契約予定者の決定までの間に記「4（1）及び（2）」に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 公募開始 | 9月22日（木） |
| (2) 質問の受付期限 | 9月30日（金） |
| (3) 参加表明書の提出期限 | 10月7日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 10月14日（金）正午 |
| (5) 選定委員会・選定結果の通知 | 10月19日（水）（予定） |
| (6) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 10月下旬（予定） |
| (7) 委託業者の決定通知及び契約締結 | 11月上旬（予定） |
| (8) ロゴマーク等調整・制作 | 11月30日（水）まで |
| (9) ガイドライン等成果品提出 | 1月16日（月）まで |

6 プロポーザルに係る実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和4年9月22日（金）から令和4年10月7日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 配布場所
上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所及び時間にて資料を配布する。
熊本県上天草市大矢野町上1514番地
上天草市企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）
- (3) 配布資料

- ア 上天草市SDGs推進ロゴマーク制作等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 上天草市SDGs推進ロゴマーク制作等業務委託仕様書
- ウ 質問書（様式第1号）
- エ 参加表明書（様式第2号）
- オ 事業者概要（様式第3号）
- カ ロゴマーク提案書（様式第4号）
- キ 提案参加辞退書（様式第5号）

7 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限
令和4年9月30日（金）午後5時まで必着
- (3) 提出先
主管課
- (4) 提出方法
質問書は、電子メールで提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。
なお、電話、来庁等による口頭での質問は受け付けない。
※ 件名は、「上天草市SDGs推進ロゴマーク制作等業務質問書（事業者名）」とすること。
- (5) 質問内容
質問は原則として、本業務委託に係る条件又は応募手続に係る事項に限るものとし、具体の提案内容に関する質問には回答しないものとする。
- (6) 回答方法
質問に対する回答は、質問者名を伏せたうえで、令和4年10月4日（火）までに上天草市ホームページに掲載するものとする。

8 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、記「8（1）及び（2）」に掲げる書類を記「8（3）」の期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
参加表明書（様式第2号）
- (2) 添付書類
 - ア 事業者概要（様式第3号）
 - イ 事業者概要補足資料（任意様式。パンフレット等で可。）
 - ウ 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）
 - エ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明書（3か月以内

に発行されたもの。写し可。)

※ ウ及びエの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

(3) 提出期限

令和4年10月7日（金）午後5時まで必着

(4) 提出先

主管課

(5) 提出方法

提出資料一式を電子メールにて提出することとし、主管課が当該電子メールを受領後、送信元アドレスに受領確認の電子メールを送信するものとする。

※ メールの件名は、「上天草市SDGs推進ロゴマーク制作等業務（事業者名）」とすること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

記「9（2）」に定める期限までに下表の書類一式を提出すること。

※提出書類の電子データを記録したDVD-R等を1部提出すること。

提出書類	備考
ロゴマーク提案書	様式第4号 ・左記（1）～（5）を必ず盛り込むこと。
（1）シンボルマーク及びロゴタイプ	
（2）シンボルマーク及びロゴタイプの組み合わせ	
（3）ロゴマークの活用例	
（4）提案事業者自身のデザイン業務の実績 （ロゴマーク・ガイドライン制作関連）	
（5）業務の実施体制	

(2) 提出期限

令和4年10月14日（金）正午まで必着

ただし、持参する場合は、平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、提出期限を過ぎたものは、受付しないこととする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

※ 封筒の表に「SDGsロゴマーク企画提案応募書類在中」と朱書きすること（FAXや電子メールによる提出は不可。）。)

- (4) 提出先
 主管課
- (5) ロゴマーク提案に当たっての注意事項
 - ア 本募集に当たり、本要領を熟読するとともに、提案により提案事業者は本要領に同意したものとみなす。
 - イ 応募作品は、提案事業者自身が今回のプロポーザルに当たり創作した未公表の作品とする（他のコンペや募集への二重応募や、本市の同意なしに他に公表すること、他用途に用いることは認めない。）。
 - ウ 描画ソフトにより作成されたもののみを審査対象とする（手描き等は不可）。
 - エ 政治的、宗教的、商業的、反社会的な要素や、誹謗中傷、公序良俗に反する内容を含むものは審査の対象外とする。
 - オ 提案事業者は、法令に抵触するあらゆる行為、第三者に物理的・精神的損害を与える行為、第三者の名誉を毀損する行為、第三者の権利を侵害するあらゆる行為及び公序良俗に反するあらゆる行為を禁止する。
- (6) 辞退の手続
 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、提案参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

1 0 委託先候補者の選定

- (1) 選定の方法
 本プロポーザルの審査は、別に設置する「上天草市SDGs推進ロゴマーク制作等業務受託候補者選定審査会」（以下「審査会」という。）において、書面審査（必要に応じてヒアリング審査を実施）により、ロゴマーク提案書の内容や業務遂行能力等を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を受託候補者として選定する。
 なお、ヒアリングを行う必要がある提案事業者には、審査会2日前までに通知し、以下の審査会にオンラインにて参加を要請する。
 審査会日時 令和4年10月19日（水）午前10時から（予定）
- (2) 評価項目及び評価基準
 別紙「上天草市SDGs推進ロゴマーク制作等業務受託候補者選定審査会評価基準」のとおり。

1 1 審査結果の通知・公表

審査結果は、審査終了後、各応募者に電子メールにて通知する。なお、個別具体的な選定理由等、選定の経緯は公表しないものとし、選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

1 2 企画提案事業者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案事業者を失格とする。

- (1) 企画提案事業者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 選定審査会に参加しなかったとき。
 - イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
 - ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。

1.3 受託候補者の選定後の手続

(1) 契約の締結

審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と詳細な業務内容等について協議を行い、市が決定した予定価格の範囲内で市と契約手続きを行うこととする。

協議は、提案書の内容を大きく逸脱しない範囲での内容変更を含み、協議の結果、最終の仕様を決定することとする。なお、協議は、受託候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の受託候補者と協議を行うものとする。

(2) 委託料

事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金、保険料等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入など資産取得となる経費は対象外とする。

1.4 その他

- (1) 提案は、1者につき1件とする。
- (2) 提案の書類の作成に要した費用、その他企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (3) 本要領に記載された事項以外について、取り決める必要が生じた場合、本市の判断により決定する。企画提案書等を提出した提案事業者は、その内容に同意できない場合は提案及び提案内容を撤回できるが、本市は提案に要した一切の費用は負担しない。

なお、提案後の取り下げに関しては速やかに連絡すること。
- (4) 本市は作品受領後、提案作品の管理について万全の注意を払うこととするが、天災、その他の不慮の事故に基づく破損や紛失については一切の責任を負わない。
- (5) 提出された書類は本市に帰属するものとし、返却はしない。

なお、これらの書類は受託者選定の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出後の提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。

- (7) 提案事業者が提案資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該提案事業者はそのことをもって非選定となることがある。また、これにより本市が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (8) 選定後であっても、提案事業者の都合により、記載された内容に大幅な変更があった場合は、非選定となる場合がある。
- (9) 企画提案及び契約企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (10) 本プロポーザルについては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては実施時期の変更又は中止する場合がある。
- (11) 本市が提供した資料及びデータ等について、本市の承諾がある場合を除き、他への流用を一切禁じることとする。また本業務により収集した情報等については、委託業務後本市に返還することとする。

1.4 問い合わせ先

上天草市企画政策部企画政策課地方創生係（担当：竹川）

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514

電話番号 0964-26-5539（ダイヤルイン）

FAX 0964-56-4972

メールアドレス kikaku_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記メールアドレスは、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、送信する際には、「@」に変更すること。